

令和 7 年度脱炭素化広報事業実施業務

企画コンペ審査要領

令和 7 年 2 月

岩手県環境生活部環境生活企画室

この「企画コンペ審査要領」（以下「審査要領」という。）は、岩手県が実施する「令和7年度脱炭素化広報事業実施業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者を選定するために行う業務提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- （1） 本業務に係る企画コンペの審査は、令和7年度脱炭素化広報事業実施業務企画コンペ審査会（以下「審査会」という。）等において実施するものとする。
- （2） 審査会は、企画コンペ参加者（以下「参加者」という。）から提出された業務提案書等について、審査要領に基づき、審査を行うものとする。

2 審査会（ヒアリング）の開催期日及び場所

- （1） 審査会（ヒアリング）の開催期日 令和7年3月25日（火）予定
- （2） 開催場所 盛岡市内
 - ※ ヒアリングの開始時間及び開催場所については、別途通知する。
 - ※ ヒアリングの時間は、一者当たり25分間（説明15分/質疑応答10分）とする。

3 審査方法

- （1） 参加者が5者を超える場合には、環境生活企画室が、業務提案書等のみによる審査（以下「一次審査」という。）を実施し、上位と評価された5者により審査会（ヒアリング）を行う。なお、一次審査結果については別途通知する。
- （2） 審査会は、参加者から提出された業務提案書等及び参加者による審査会でのヒアリングに基づいて行う。
- （3） 審査会の委員は、業務提案書等及びヒアリングに基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行う。
- （4） （3）の評点の合計に基づき、委員毎に上位3者まで順位点（1位－5点、2位－3点、3位－1点）をそれぞれ加え、合計した総得点により順位を付し、岩手県に報告する。

なお、総得点が同点の場合は、高い順位の票を多く得た者を上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、審査会において合議の上、総合順位を決定するものとする。
- （5） 参加者が1者のみであった場合でも、審査会において業務提案書等に基づく審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、その旨を岩手県に報告するものとする。

4 審査項目等

審査項目、審査の観点及び配点は別紙のとおり。

5 審査結果の通知

審査結果については、各参加者に書面で通知する。

【別紙】

1 審査基準及び配点

審査項目		審査の観点		配点
1	業務履行能力			
	会社概要 (様式3-1)	◇ 業務の目的達成を期待できる企業規模（資力、人員体制等）及び営業拠点を有しているか。	5点	
	業務実績 (様式3-2)	◇ 過去における同種業務又は類似業務の実績があるか。		
	業務実施体制 (様式3-3)	◇ 委託業務を確実に遂行できる実施体制、配置人数となっているか。		
2	企画提案			
	(1) 全体的な内容	◇ 現状や課題、事業の目的を十分に理解した提案となっているか。	5点	
	(2) 県民の行動変容を促すための手法の提案について	◇ 県民に対し、脱炭素化につながるライフスタイルへの転換を促すための、効果的な手法となっているか。	10点	
		◇ I C F Aと連携し、I C F Aの学生が主体的に取り組める内容となっているか。	10点	
		◇ I C F Aと団体・企業等の連携により、多くの県民の行動変容を促すような内容となっているか。	10点	
	(3) 事業実施及び周知・広報について	◇ 県民全体の行動変容に繋げるため、適切な事業となっているか。	10点	
		◇ より多くの県民に周知することができる広報手段として、適切なものとなっているか。	15点	
		◇ 広報の効果を高めるため、多くのメディアに取り上げられるような工夫がなされているか。	5点	
		◇ I C F Aの脱炭素化に向けた活動の認知度拡大のため、効果的な情報発信が見込めるか。	10点	
	(4) 効果測定について	◇ 事業効果を年代ごとに定量的及び定性的に把握するための適切な測定手法となっているか。	10点	
	(5) その他	◇ I C F Aメンバー拡大のための効果的な手法が提案されているか。	5点	
3	価格	◇ 参考見積額が予定価格の範囲内でかつ委託内容に対して妥当なものとなっているか。	5点	
合計			100点	